

大分県畜産デジタル推進協議会 個人情報取扱規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、大分県畜産デジタル協議会（以下「当協議会」という。当協議会の役員、従業者を含む。以下同じ。）が、「法」、「政令」、「規則」及び「ガイドライン」に基づき、当協議会の取り扱う個人データの適正な取扱いを確保するために定める。（各用語の定義は第2条参照）。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項各号に定めるところによる。

2 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の近くによっては認識できない方式をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて評された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

3 「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、法（法が委任する令及び規則を含む。）において定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方法により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

4 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経

歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして法（法が委任する令及び規則を含む。）で定める記述等が含まれる個人情報という。

- 5 「個人情報データベース等」とは、(i) 特定の個人情報をコンピュータ等を用いて検索できるように体系的に構成したもの及び (ii) これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合体であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものをいい、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして次のいずれにも該当するものを除く。

- 一 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと。
- 二 不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。
- 三 生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。

- 6 「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- 一 国の機関
- 二 地方公共団体
- 三 独立行政法人等（独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人その他の法に定める独立行政法人等をいう。）
- 四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）

- 7 「個人データ」とは、個人情報のうち、個人情報データベース等を構成するものをいう。

- 8 「保有個人データ」とは、個人データのうち、開示、訂正、利用停止等の権限を有するものであって、以下のものを除く。

- 一 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- 二 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- 三 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

四 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

- 9 「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報（法に規定する仮名加工情報をいう。）及び匿名加工情報（法に規定する匿名加工情報をいう。）のいずれにも該当しないものをいう。
- 10 「個人関連情報データベース等」とは、一「個人関連情報」を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、又は、二これに含まれる「個人関連情報」を一定の規則に従って整理することにより特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。
- 11 「個人関連情報取扱事業者」とは、「個人関連情報データベース等」を事業の用に供している者で、国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人を除いたものをいう。
- 12 個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 13 「従業者」とは、当協議会の組織内にあって直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者等をいい、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含まれる。
- 14 「事務取扱責任者」とは、当協議会の個人データの管理に関する責任を担う者をいう。
- 15 「事務取扱担当者」とは、当協議会内において、個人データを取り扱う事務に従事する者をいう。
- 16 「管理区域」とは、個人情報データベース等を取り扱うサーバやメインコンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域をいう。
- 17 「取扱区域」とは、個人データを取り扱う事務を実施する区域をいう。
- 18 「法」とは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）をいう。
- 19 「政令」とは、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）をいう。
- 20 「規則」とは、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）をいう。
- 21 「ガイドライン」とは、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」（平

成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号) 及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)」(平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号)を総称したものをいう。

第 2 章 安全管理措置

第 1 節 組織的安全管理措置

(事務取扱責任者等)

第 3 条 当協議会の事務局を当協議会における個人データの取扱いに関する責任部署とする。

- 2 当協議会に、事務取扱責任者 1 人を置く。
- 3 事務取扱責任者には、事務局長をもってこれに充てるものとする。

(事務取扱責任者等の任務)

第 4 条 事務取扱責任者は、当協議会における個人情報の取得及び個人データの保護管理に関する業務を統括するとともに、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、事務取扱担当者にこれを理解させ、遵守させるための教育訓練、安全対策の実施並びに周知徹底等の措置を実施する責任を負う。

- 2 事務取扱責任者は、次の業務を所掌する。
 - 一 本規程及び委託先の選定基準の承認及び周知
 - 二 個人データの安全管理に関する教育・研修の企画・実施
 - 三 個人データの利用申請の承認及び記録等の管理
 - 四 管理区域及び取扱区域の設定
 - 五 個人データの取扱区分及び権限についての設定及び変更の管理
 - 六 個人データの取扱状況の把握
 - 七 委託先における個人データの取扱状況等の監督
 - 八 その他当協議会における個人データの安全管理に関すること

(事務取扱担当者等の監督)

第 5 条 事務取扱責任者は、個人データが本規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

(事務取扱担当者の責務)

第 6 条 事務取扱担当者は、当協議会の個人データの取扱い又は委託処理等、個人データを取扱う業務に従事する際、法、政令及び規則並びにその他の関連法令、ガイドライン、本規程及びその他の社内規程並びに事務取扱責任者の

指示した事項に従い、個人データの保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

- 2 事務取扱担当者は、個人情報の漏えい等、法、政令及び規則及びその他の関連法令、ガイドライン、本規程並びにその他の社内規程に違反している事実又は兆候を把握した場合、速やかに事務取扱責任者に報告するものとする。

(本規程に基づく運用状況の確認)

第7条 事務取扱担当者は、本規程に基づく運用状況を定期的に確認する。

(苦情への対応)

- 第8条 事務取扱担当者は、法、ガイドライン又は本規程に関し、本人から苦情の申出を受けた場合には、その旨を事務取扱責任者に報告する。報告を受けた事務取扱責任者は、適切に対応するものとする。

(取扱状況の確認並びに安全管理措置の見直し)

- 第9条 事務取扱責任者は、定期的に又は臨時に、個人データの運用状況及び個人情報データベース等の取扱状況の確認を実施しなければならない。
- 2 事務取扱責任者は、前項の確認の結果に基づき、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組むものとする。

第2節 人的安全管理措置

(教育・研修)

- 第10条 事務取扱責任者は、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、従業者に本規程を遵守させるための教育訓練を企画・運営する責任を負う。
- 2 従業者は、事務取扱責任者が主催する本規程を遵守させるための教育を受けなければならない。研修の内容及びスケジュールは、事業年度毎に事務取扱責任者が定める。
- 3 当協議会は、個人データについての秘密保持に関する事項を別に定めるものとする。

第3節 物理的・技術的安全管理措置

(物理的安全管理措置)

- 第11条 当協議会はその取り扱う個人データの漏洩、滅失又は毀損の防止、その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。

第3章 個人情報の取扱い

第1節 個人情報の取得・保有等

(利用目的の特定)

第12条 当協議会は、個人情報の保有に当たっては、業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

- 2 当協議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第13条 当協議会は、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

- 2 当協議会は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
- 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(利用目的の通知等)

第14条 当協議会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、

その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

- 3 当協議会は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
- 五 当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）
- 六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等（大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。以下同じ。）が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利履歴を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

（不適正な利用の禁止）

第 15 条 当協議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならないものとする。

（適正な取得）

第 16 条 当協議会は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得しないものとする。

- 2 当協議会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。
 - 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 五 当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関、報道機関、著述を業として行う者、宗教団体若しくは政治団体、外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関、外国における学術研究機関、報道機関、著述を業として行う者、宗教団体若しくは政治団体に相当する者により法において認められる範囲内で公開されている場合
- 六 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
- 七 法第 23 条第 5 項各号において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき

(データ内容の正確性の確保等)

第 17 条 当協議会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

第 2 節 第三者提供の制限

(第三者提供の制限)

第 18 条 当協議会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

五 当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

2 当協議会は、第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報、第 16 条第

1 項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者から法に基づき本項の方法により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を除く。以下この項において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、規則に定める所定の方法により、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- 一 当協議会の名称、住所及び代表者の氏名
 - 二 第三者への提供を利用目的とすること。
 - 三 第三者に提供される個人データの項目
 - 四 第三者に提供される個人データの取得方法
 - 五 第三者への提供の方法
 - 六 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
 - 七 本人の求めを受け付ける方法
 - 八 第三者に提供される個人データの更新の方法
 - 九 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日
- 3 当協議会は、前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号乃至第9号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- 4 個人情報取扱事業者は、第2項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届け出があった場合も、同様とする。
- 5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第1項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - 三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項

目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

- 6 当協議会は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

第4章 保有個人データの開示等の請求等及び苦情処理

(個人情報保護窓口の設置等)

- 第19条 保有個人データの開示請求、訂正請求、利用停止請求及びその他相談等に対応する窓口として、個人情報保護相談窓口（以下「相談窓口」という。）を当協議会事務局に置き、当協議会における個人情報の取扱い等に係る相談等の受付及び事務を行うものとする。

(保有個人データの開示)

- 第20条 本人からの当該本人が識別される保有個人データ開示の請求の方法は、一電磁的記録の提供による方法、二書面の交付による方法、三その他当協議会が定める方法とする。
- 2 当協議会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示に係る請求を受けたときは、当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
 - 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 当協議会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 三 他の法令に違反することとなる場合
 - 3 当協議会は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、又は第1項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、そ

の旨を通知するものとする。この場合、当協議会は本人に対して、当該通知においてその理由を説明するものとする。

- 4 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

(保有個人データの訂正等)

第 21 条 当協議会は、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないことを理由に当該本人から訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）に係る請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

- 2 当協議会は、前項の請求に係る保有個人データの内容の全部又は一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。この場合、当協議会は本人に対して、当該通知においてその理由を説明するものとする。

(保有個人データの利用停止等)

第 22 条 当協議会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、第 14 条の規定（利用目的による制限）に違反して取得されているという理由、第 15 条の規定（不適正な利用の禁止）、第 16 条（適正な取得）の規定に違反して取り扱われたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止、消去（以下、本条において「利用停止等」という。）に係る請求を受けた場合であって、利用停止等に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、保有個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、利用停止等を行うことに多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、当該本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

- 2 当協議会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第 18 条第 1 項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止に係る請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データ

の提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 3 当協議会は、第一項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。この場合、当協議会は本人に対して、当該通知においてその理由を説明するものとする。
- 4 当協議会は、本人から前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(苦情処理)

第 23 条 当協議会は、当協議会における保有個人データの取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

- 2 苦情処理に関する当協議会の体制整備は、第 8 条に定めるところに従う。

第 5 章 個人データの委託の取扱い

(委託先における安全管理措置)

第 24 条 当協議会は、個人データの全部又は一部の委託する場合には、当協議会自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。

- 2 前項の「必要かつ適切な監督」には次に掲げる事項が含まれる。
 - 一 委託先の適切な選定
 - 二 委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結
 - 三 委託先における個人データの取扱状況の把握

- 3 前項第1号の「委託先の適切な選定」に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも法第20条及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」で委託元に求められるものと同等であることを確認するため、同ガイドライン「8（（別添）講ずべき安全管理措置の内容）」に定める各項目が、委託する業務内容に沿って、確実に実施されることについて、あらかじめ確認しなければならない。
- 4 第2項第3号の「委託先における個人データの取扱状況の把握」については、委託契約の内容として、以下の規定等を盛り込むものとする。
 - 一 秘密保持義務に関する規定
 - 二 事業所内からの個人データの持出しの禁止
 - 三 個人データの目的外利用の禁止
 - 四 再委託における条件
 - 五 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する規定
 - 六 委託契約終了後の個人データの返却又は廃棄に関する規定
 - 七 従業者に対する監督・教育に関する規定
 - 八 契約内容の遵守状況について報告を求める規定
 - 九 個人データを取り扱う従業者の明確化に関する規定
 - 十 委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定
- 5 当協議会は、委託先の管理については、当協議会事務局を責任部署とする。
- 6 当協議会は、委託先において個人データの安全管理が適切に行われていることについて、定期的及び必要に応じてモニタリングをするものとする。
- 7 当協議会は、委託先において情報漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに当協議会に報告される体制になっていることを確認するものとする。
- 8 委託先は、当協議会の許諾を得た場合に限り、委託を受けた個人データの全部又は一部を再委託することができるものとする。再委託先が更に再委託する場合も同様とする。
- 9 当協議会は、再委託先の適否の判断のみならず、委託先が再委託先に対しても必要かつ適切な監督を行っているかどうかについても監督する。
- 10 当協議会は、委託先が再委託をする場合、当該再委託契約の内容として、第4項と同等の規定等を盛り込ませるものとする。

第6章 雑則

（規程の細目及び運用）

第 25 条 この規程の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 3 月 22 日から施行する。